

政令番号232 N,N-ジメチルホルムアミド

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	4.1E+2							410.9
2	青森県	6.1E+1							61.2
3	岩手県	1.1E+2							114.5
4	宮城県	1.7E+2							167.4
5	秋田県	8.2E+1							82.0
6	山形県	5.0E+2							497.5
7	福島県	4.6E+2							463.0
8	茨城県	6.0E+2							599.4
9	栃木県	1.0E+3							1,008.6
10	群馬県	1.4E+3							1,371.7
11	埼玉県	1.3E+3							1,250.9
12	千葉県	6.7E+2							671.7
13	東京都	2.7E+3							2,668.4
14	神奈川県	1.0E+3							1,002.2
15	新潟県	1.5E+3							1,523.5
16	富山県	4.4E+2							436.0
17	石川県	3.1E+3							3,081.8
18	福井県	2.4E+3							2,363.7
19	山梨県	1.0E+3							1,034.6
20	長野県	2.8E+2							280.4
21	岐阜県	1.6E+3							1,641.3
22	静岡県	1.9E+3							1,864.3
23	愛知県	6.3E+3							6,289.9
24	三重県	5.8E+2							582.6
25	滋賀県	1.1E+3							1,081.3
26	京都府	9.3E+3							9,265.9
27	大阪府	3.9E+3							3,865.1
28	兵庫県	2.0E+3							2,012.6
29	奈良県	6.1E+2							607.6
30	和歌山県	8.8E+2							878.4
31	鳥取県	5.5E+1							54.7
32	島根県	6.1E+1							60.9
33	岡山県	7.9E+2							793.1
34	広島県	4.9E+2							493.5
35	山口県	2.2E+2							221.3
36	徳島県	1.4E+2							142.0
37	香川県	1.7E+2							173.0
38	愛媛県	3.7E+2							368.0
39	高知県	6.2E+1							62.3
40	福岡県	6.3E+2							626.6
41	佐賀県	9.1E+1							91.0
42	長崎県	1.3E+2							126.8
43	熊本県	1.8E+2							180.4
44	大分県	9.7E+1							97.0
45	宮崎県	1.2E+2							122.5
46	鹿児島県	6.8E+2							676.3
47	沖縄県	8.6E+2							863.2
	全国	5.2E+4							52,331.2